

- 1 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態のかたです。
 - (Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
 - (Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
人工肛門・人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡がある状態
点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態

- 2 複数名訪問加算の対象となるのは、下記のかたで、ご利用者の同意を得て算定します。
 - ① 利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
 - ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - ③ その利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

- 3 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。
- 4 退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または対処するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回（特別管理加算の利用者は2回まで）算定します。

• エンゼルケア（死後の処置） 15,000円